

# やすたけ訪問看護ステーション

## 訪問看護運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人松岡会が開設する、やすたけ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う介護保険法、後期高齢者医療制度及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

本事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法に於ける要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続療養を要するものであって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、家庭において安心して生活できるよう、療養上の世話又は診療補助等の介護に重点をおいた看護サービスを安定的に提供する事を目的とする。

### (事業の運営方針)

#### 第2条

- 1 事業にあたる看護師は、利用者の心身の特性を踏まえ、全体的日常生活動作の維持回復を図ると共に、生活の質の向上を目指した療養生活の支援を行い、在宅生活が継続できるよう適切な事業提供を行う。
- 2 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又は家族に対して事業の内容を分かりやすく説明し、書面による同意を確認する。
- 3 事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的サービス提供に努めるものである。

### (事業者の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 やすたけ訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡県久留米市安武町住吉1766番地

(職員の職種、員数、職務内容)

第4条 訪問看護ステーションは次の職員で構成する。

1 管理者 看護師 1名

管理者はステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2 看護師等 看護師 4名(常勤職員・うち1名は管理者と兼務)  
准看護師 1名(常勤職員)

看護師等(准看護師は除く)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又は家族に説明を行い、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は原則として、毎週月曜日から土曜日とする。但し、12月30日より1月3日までと、8月13日より15日まで、及び国民の祝祭日は除く。
- 2 営業時間は午前8時45分から午後5時00分までとする。
- 3 電話により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 本事業で提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

1 看護・介護の提供

- (1) 病状の観察(定期的な健康チェック)
- (2) 床ずれの予防と処置・体位交換
- (3) 医療器具装着者の管理・取扱の指導
- (4) 清拭・洗髪等の清潔保持
- (5) 療養上の世話(食事・排泄等)
- (6) 認知症患者の看護
- (7) その他、医師の指示による医療処置

2 リハビリテーションの実施と指導

3 ターミナルケア

4 利用者や家族に対する介護指導や療養上の指導等

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定予防訪問看護を提供した場合の利用料金及び徴収方法等は次のとおりとする。

- 1 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定予防訪問看護を提供した場合に利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該指定訪問看護及び指定予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

また、次条の通常事業実施区域を越えて事業を行う場合、それに要した交通費の実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りとする。

(1) 次条の通常の実施地域を越えて片道5km未満 200円

(2) 以降5km増す毎に 100円の加算

- 2 後期高齢者・医療保険各法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準(後期高齢者訪問看護療養費・訪問看護療養費)によるものとし基本利用料及びその他の利用料は次の通りとする。

(1) 基本利用料 1回の訪問看護につき

(後期高齢者訪問看護療養費分) 後期高齢者医療制度

(訪問看護療養費分) 各国民保険・職域保険各法

制度上定められた割合に基づく額で、費用の1割～3割

(2) その他の利用料

① 規定時間(2時間)を越える訪問看護料 30分毎に 1000円

② 休日・営業時間外の訪問看護料 30分毎に 1000円

③ 交通費 ステーションから片道2km未満 無料

2～5km 200円

以降5km増す毎に右超過料金を加算 100円

④ オムツ等の必要物品は実費とする。

⑤ 死後の処置料 2000円

- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族に対し事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 4 利用料金については、別紙利用料金表を提示することとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、久留米市、柳川市、大川市、三潞郡、佐賀県三養基郡の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問看護実施中に、利用者の病状の急変等の緊急事態が生じた場合、臨時の応急手当を行うと共に、迅速に主治医に連絡し、適切な処置を行う。その場合処置の内容等につき主治医及び管理者に速やかに報告を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に行うための担当者を置く。
- 1 事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報するものとする。
  - 2 身体拘束については、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
  - 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(衛生管理等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 1 従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、従業員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生、又は再発生を防止することが著しく困難である場合は、サービス提供を制限することが出来る。

(その他運営についての留意事項)

第13条 訪問看護ステーションは、その適正な運営のため、以下の事項についても定める。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後にも、これからの秘密を保持する旨を、雇用契約の内容とする。
- 3 従業者たるも看護師等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、業務態勢を整備する。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内             |
| (2) 継続研修  | 年12回                 |
| (3) その他   | 臨時の研修等への参加をできるだけ妨げない |

- 4 常時指定訪問看護及び指定予防訪問看護事業所の状況を適正に把握するため、利用者の訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年保管する。
- 5 この規程に定める事項のほか、関係各法令の規定を遵守することとする。又、運営に関する重要事項は、医療法人松岡会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則)

この運営規程は、12年4月1日から施行する。

平成13年	6月	1日	一部改正	令和	2年	11月	1日	一部改正
平成14年	6月	1日	一部改正	令和	3年	2月	1日	一部改正
平成16年	10月	25日	一部改正	令和	3年	4月	1日	一部改正
平成17年	1月	21日	一部改正	令和	4年	2月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正	令和	4年	8月	1日	一部改正
平成18年	8月	1日	一部改正	令和	4年	11月	1日	一部改正
平成20年	7月	1日	一部改正	令和	5年	8月	1日	一部改正
平成20年	12月	25日	一部改正	令和	5年	9月	1日	一部改正
平成21年	3月	3日	一部改正	令和	6年	4月	1日	一部改正
平成22年	6月	1日	一部改正	令和	6年	10月	1日	一部改正
平成23年	6月	1日	一部改正	令和	6年	12月	1日	一部改正
平成23年	8月	1日	一部改正	令和	7年	4月	21日	一部改正
平成25年	1月	25日	一部改正					
平成25年	11月	14日	一部改正					
平成27年	8月	1日	一部改正					
平成28年	4月	1日	一部改正					